

【役員選考委員会の方針】

1) 役員選考基準に照らし合せて選考する

■役員候補者選考委員会規程 第4条 選考基準

1. 就任時において、その年齢が70歳未満であること。
2. 本協会の設立趣旨、ビジョン及および活動方針について深い見識を有し、それらの推進に相応しい人格を有すること。
3. 企業経営全般、法律、会計、財務、国際情勢、スポーツ又またはハンドボールの分野において専門的な知識又は経験を有していること。
4. 健康であり、業務に支障がないこと。
5. 遵法精神に富んでいること。
6. 1年度内の当該候補者が役員として出席しなければならない会議に対し、概ね3分の2位以上出席ができる見通しがあること。
7. 有識者で、独立性を保ちつつ、スポーツ及びハンドボールの発展のための建設的な意見を提示することができ、当該意見を広く発信することができる者であること。

2) ガバナンスコードに求められる組織運営体制を推進する

JHA ではガバナンスコードにおいて外部理事比率 40%、女性理事比率 25%の 2025 年度達成を掲げている。

※適正なガバナンスの確保を図るため、理事の多様性（外部理事・女性理事）及び実行性（専門性）を確保するとともに、新陳代謝を図る仕組みを設けることに留意した。

3) JHLの新リーグ構想に向けて、JHAとJHLが連携を取れる人選

4) 業務執行機関である常務理事会が機能する人選

協会運営に必要な専門分野の人選

【役員候補者選考方法】

1) 推薦母体を持つ連盟、地区ブロック協会からの推薦理事候補者13名を選出

社会人連・学連・高体連・中体連・9ブロック協会

2) 業務執行(専門分野)等を考慮した理事候補者15名を選出

重任候補者5名は、業務評価やガバナンスコードの観点

新任候補者10名は、専門分野やガバナンスコードの観点